

介護保険住宅改修におけるユニットバス工事の取り扱いについて

ユニットバス工事自体は介護保険における住宅改修費の支給対象とはされていませんが、**浴室出入口・浴槽の段差の解消、滑りの防止のための床の材料の変更、扉の取替え**については、対象工事費が適切に按分され、住宅改修が必要と認められる理由がある場合は、支給対象としています。

昨今、支給対象外であるリフォーム工事に関する申請や、提出書類の不備が散見されています。ユニットバス工事に係る住宅改修費の支給申請は、以下のとおり行ってください。

1 住宅改修費の支給の可否について

- 被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を勘案し、住宅改修の必要性が認められる理由がある場合は、支給対象になります。住宅改修の必要性については、担当のケアマネジャー又はお近くの熟年相談室に相談してください。
- 介護と無関係な利便性を求める工事や経年劣化等によるリフォーム工事は支給対象外です。

2 提出書類について

事前申請の際、通常書類に加えて、以下のいずれかの書類も提出してください。

- (1) 材料費の内訳書（メーカーが作成したもの）
- (2) パンフレット（品番・仕様・図面・標準価格の記載があるもの）

3 材料費の按分について

材料費の按分について、メーカーに確認したうえで工事見積書を作成してください。メーカーに確認しても按分ができない場合は、下記「按分基準表」の按分率を目安に算出してください。

【按分基準表】

	介護保険支給対象			介護保険支給対象外			
工事箇所	浴槽	床	扉	壁	天井	器具	その他
按分率	15%	20%	10%	20%	15%	10%	10%

按分基準表以外の按分率を採用する場合は、その合理的根拠を示したうえで、工事見積書を作成してください。

4 施工費の按分について

ユニットバス全体の組み立て施工費を、税抜き標準価格（メーカーが表示した小売価格）の10%を目安として算出してください。算出した全体の施工費に、上記「按分基準表」に該当する工事箇所の按分率を掛けて、工事箇所の施工費を算出してください。（1円未満切捨）

按分基準表以外の按分率を採用する場合は、その合理的根拠を示したうえで、工事箇所の施工費を算出してください。

5 工事見積書及び工事内訳書（請求書）の記載方法について

事前申請時に提出する「工事見積書」及び事後申請時に提出する「工事内訳書（請求書）」には、介護保険支給対象工事と対象外工事の金額按分を記載してください。

6 江戸川区住まいの改造助成事業におけるユニットバス工事の取り扱いについて

江戸川区住まいの改造助成事業を申請する際の提出書類、材料費及び施工費の按分方法は上記と同様です。ただし、支給要件が介護保険住宅改修と異なるため、助成の対象になるかどうか、区にあらかじめご確認ください。

7 問い合わせ先

上記の内容で質問がある場合は区にお問い合わせください。

江戸川区福祉部介護保険課給付係

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

電話 03-5662-0309